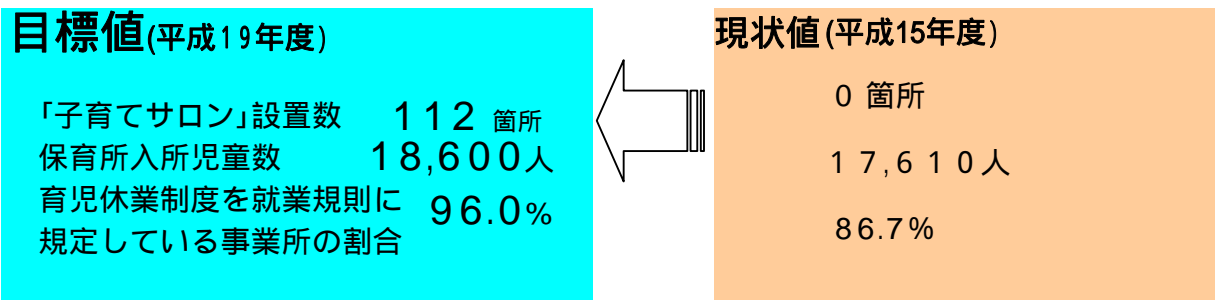


施策 (- 5 - 1) 地域全体での子育て支援の充実 **優先施策16**

目的

子どもを安心して産み育てることができる社会をめざし、企業・地域社会と行政が一体となって子育て支援サービスの充実や就業環境の整備などに取り組みます。

成果指標と目標値



「子育てサロン」は、子育て中の親子等が気軽に集い、子育てを楽しみ、仲間づくりを行うふれあい活動の場です。将来的には、中学校区単位での開設をめざします。少子化が進む中で保育所入所児童数は年々増えており、目標値は入所希望者のニーズに対応できるよう設定しました。就労と子育ての両立支援のため「育児休業制度」を就業規則に規定している県内事業所の割合です。国の「子ども・子育て応援プラン」のH21年度までの目標値100%をめざします。現状値は、平成14年9月末の数値です。

現状と課題

本県では、3歳未満の乳幼児の約7割が在宅児であり、在宅子育て家庭への支援サービスの充実が求められています。

平成16年4月1日現在の保育所待機児童数は121人であり、出雲部に集中しています。平成15年度の保育所における乳児保育実施率は82.5%、延長保育は49.8%、一時保育は53.6%で、実施保育所数は年々増加しています。中山間地域においては、延長保育実施率が15.3%と低く、就労形態の多様化に対応した様々な保育サービスの提供が求められています。

本県では全国に比べて共働き家庭の割合が高く、働く人の育児負担の軽減や子育てとの両立支援が大きな課題となっています。

県内の従業員10人以上規模の民間事業所では、約9割が育児休業制度の規定を定めていますが、育児休業取得者がいる事業所は約4割で、その取得者の性別では女性が98.2%、男性が1.8%の割合となっており、男性の取得はまだ少ないのが現状です。企業においては、「子どもの看護休暇制度」等を就業規則に整備するほか、経営者を含めた職場の意識改革、研修の実施、雇用管理ルールの明確化等の取組みが求められます。


用語解説

「子どもの看護休暇制度」

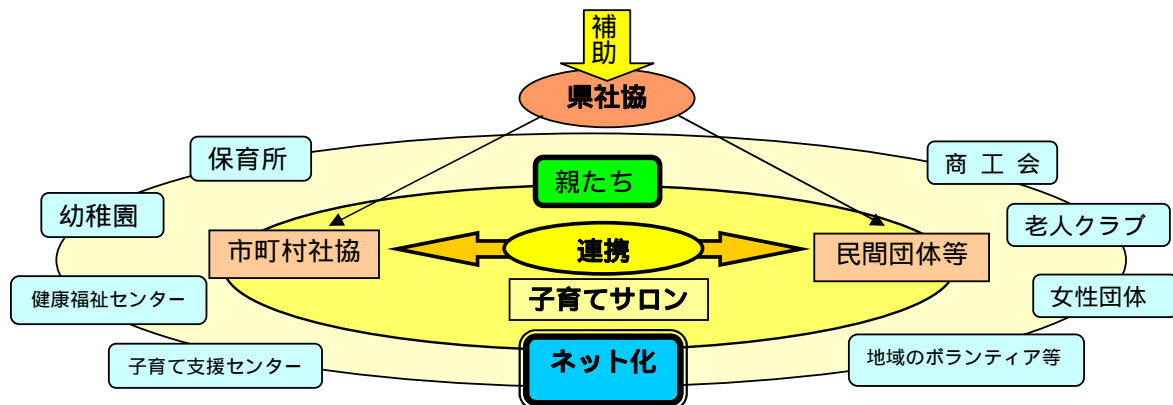
改正育児・介護休業法に基づき、平成17年4月から新設される制度です。小学校就学までの子どもを養育する労働者は、病気やけがをした子どもの世話をするために、年次有給休暇とは別に、年5日間まで子どもの看護休暇を取得することができます。事業主は、原則として労働者の申出を拒否できず、また、看護休暇の申出や取得を理由とした解雇等労働者に対する不利益な取り扱いが禁じられています。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>子育て環境整備事業</p> <p>〔担当課〕青少年家庭課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>「ふれあい・子育てコミュニティ推進事業」や「みんなで子育て応援事業」など子育てを支援する地域づくり、乳幼児育児支援サービスの提供、就学児童の放課後対策、児童館活動の支援、子育てに関する経済支援等を通じて、社会全体で子育てしやすい環境の整備に取り組みます。</p> <p>(図表1参照)</p> <p>子育てを支える地域づくり事業 乳幼児等の育児支援事業</p> 
<p>乳幼児の保育環境整備事業</p> <p>〔担当課〕青少年家庭課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>乳幼児の健全な心身の発達を促すため保育所等の施設整備と運営費助成の両面から支援します。</p> <p>保育所等整備支援事業 保育所等運営支援事業</p>
<p>子育てと仕事の両立支援事業</p> <p>〔担当課〕労働政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>専業主等を対象としたセミナー、県民フォーラム等により、育児・介護休業法等の普及啓発と気運醸成を図ります。</p> <p>子育てと仕事の両立支援事業</p>

図表1 ふれあい・子育てコミュニティ推進事業



子育てサロン活動とは

子育て中の親子を中心とした地域住民が、気楽に・無理なく・楽しく・自由に集い、子育ての相談や情報交換、趣味の活動等を通して子育てを楽しみ、仲間づくりを行う、ふれあい活動の場です。設置主体は、社会福祉協議会、NPO法人、子育て支援グループ等の民間団体などです。